

○福島地方水道用水供給企業団情報公開条例

〔平成 30 年 4 月 1 日
条 例 第 1 号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、福島地方水道用水供給企業団が保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報公開の手續）

第 2 条 前条の情報公開の手續については、福島市情報公開条例（平成 10 年条例第 1 号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に福島地方水道用水供給企業団職員が職務上作成し、又は取得したものであって、施行日において完結文書の保存期間が経過しているものについては、この条例の規定は、適用しない。